

(原案)

計画書

山崎都市計画地区計画の変更(宍粟市決定)

山崎都市計画野地区地区計画を次のように変更する。

名 称		野地区地区計画
位 置		宍粟市山崎町野字鳩之森、字西芝、字駒之尾、字川之上、字静、字塚之元、字居垣内の一部、字大上戸の一部、字東河原の一部
区 域		計画図表示のとおり
面 積		約22.4ha
地区計画の目標		本計画は、商業系や工業系等への土地利用を誘導しつつ、既存住環境の保全を目的とする。
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	既存住環境の保全を図りつつ、商業系や工業系の適切な土地利用への誘導を図る。
	地区施設の整備の方針	良好な地区環境の形成を図るため、広場、公園等の施設を配置及び保全する。
	建築物等の整備の方針	住居、農業、商業、軽工業機能が適切に配置されたコンパクトで良好な都市環境の形成を図るため、建築物の用途の制限を行う。
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限
次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 建築基準法 別表第二(ほ)項第二号に掲げるもの (2) 建築基準法 別表第二(へ)項第三号に掲げるもの (3) 建築基準法 別表第二(り)項第二号に掲げるもの (4) 建築基準法 別表第二(ぬ)項第三号及び第四号に掲げるもの (5) 自動車教習所 (6) 畜舎		

「区域は計画図表示のとおり」

理由

別添理由書のとおり

理 由 書

既存の住環境を保全しつつ、有効な土地利用を図ることを目的として地区計画を変更する。

(参考)

計画書中の地区整備計画の第(1)号に掲げる建築してはならない建築物は下記のとおりです。

- (1) マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
- (2) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する政令で定めるもの
- (3) キャバレー、料理店その他これらに類するもの
- (4) 三号 次に掲げる事業（特殊の機械の使用その他の特殊の方法による事業であつて商業その他の業務の利便を害するおそれがないものとして政令で定めるものを除く。）を営む工場
 - (一) 玩具煙火の製造
 - (二) アセチレンガスを用いる金属の工作（アセチレンガス発生器の容量30リットル以下のもの又は溶解アセチレンガスを用いるものを除く。）
 - (三) 引火性溶剤を用いるドライクリーニング、ドライダイニング又は塗料の加熱乾燥若しくは焼付（赤外線を用いるものを除く。）
 - (四) セルロイドの加熱加工又は機械のこぎりを使用する加工
 - (五) 絵具又は水性塗料の製造
 - (六) 出力の合計が0.75キロワットを超える原動機を使用する塗料の吹付
 - (七) 亜硫酸ガスを用いる物品の漂白
 - (八) 骨炭その他動物質炭の製造
 - (八の二) せっけんの製造
 - (八の三) 魚粉、フェザーミール、肉骨粉、肉粉若しくは血粉又はこれらを原料とする飼料の製造
 - (八の四) 手すき紙の製造
 - (九) 羽又は毛の洗浄、染色又は漂白
 - (十) ぼろ、くず綿、くず紙、くず糸、くず毛その他これらに類するものの消毒、選別、洗浄又は漂白
 - (十一) 製綿、古綿の再製、起毛、せん毛、反毛又はフェルトの製造で原動機を使用するもの
 - (十二) 骨、角、牙、ひづめ若しくは貝殻の引割若しくは乾燥研磨又は3台以上の研磨機による金属の乾燥研磨で原動機を使用するもの
 - (十三) 鉱物、岩石、土砂、コンクリート、アスファルト・コンクリート、硫黄、金属、ガラス、れんが、陶磁器、骨又は貝殻の粉碎で原動機を使用するもの
 - (十三の二) レディーミクストコンクリートの製造又はセメントの袋詰で出力の合計が2.5キロワットを超える原動機を使用するもの
 - (十四) 墨、懐炉灰又はれん炭の製造

- (十五) 活字若しくは金属工芸品の鑄造又は金属の溶融で容量の合計が50リットルを超えないるつぼ又は窯を使用するもの（印刷所における活字の鑄造を除く。）
- (十六) 瓦、れんが、土器、陶磁器、人造砥(と)石、るつぼ又はほうろう鉄器の製造
- (十七) ガラスの製造又は砂吹
- (十七の二) 金属の溶射又は砂吹
- (十七の三) 鉄板の波付加工
- (十七の四) ドラム缶の洗浄又は再生
- (十八) スプリングハンマーを使用する金属の鍛造
- (十九) 伸線、伸管又はロールを用いる金属の圧延で出力の合計が4キロワット以下の原動機を使用するもの
- (二十) (一) から(十九) までに掲げるもののほか、安全上若しくは防火上の危険の度又は衛生上若しくは健康上の有害の度が高いことにより、商業その他の業務の利便を増進する上で支障があるものとして政令で定める事業

四号 危険物の貯蔵又は処理に供するもので政令で定めるもの

- (5) 自動車教習所
- (6) 畜舎